

コータ・タンクからのお願い

ご注文に際してのお願い

- 下記項目について、必ずご連絡ください。

1. タンク型式
2. 容量・寸法(幅・長さ・高さ)
3. 納入先名
4. 納入先所在地
5. 設置場所(屋外、屋内、屋上)
6. 設置形式(平架台・又は高架台)
7. 耐震グレード($K_H=1.0, 1.5, 2.0$)
8. 積雪(標準・多雪)
9. 中仕切の有無
10. 付属部品のサイズと個数

- ご指定の仕様については、当社提出図面にて、ご確認ください。

荷受け・搬入についてのお願い

- タンクとして館側車上渡しです。

タンク組立上のお願い

- 架台は当社指定架台にしてください。
- 鉄塔架台は水槽の保守点検ができるように周囲に踊場、手摺を設けてください。
- 架台高さが高い場合や、屋上の端などの危険箇所での施工には安全に作業のできる足場、防護柵を設けてください。
- 2.5mH 以上の高さのタンクは足場をご用意ください。
- 電気(100v、1kW程度)、水張り検査用の水、組立工事のスペースを確保してください。
- 水槽の周囲は 600mm 以上の空間を確保してください。
- 降雨、強風時等、気象条件によって工事を中断する場合があります。
- 現場の作業責任者が、作業の進行、その他に関して、ご相談に伺う場合がありますのでご配慮ください。
- 組立工事にあたっては労働安全衛生法・同規則を遵守し作業が進められますようご配慮願います。
- とくに、建屋の絶壁近くや鉄塔架台上では足場、防護柵、安全ネット等の設置をお願いします。
- 作業者用の休憩場所を貸与願います。

設置上の注意

- 水槽設置にあたっては、建設省告示第 1924 号に従ってください。また、安全上の処置についても十分注意してください。
- 水槽周辺には安全柵や防護金網等を設け、関係者以外の立入りができないようにしてください。
- 水槽周辺は、点検作業ができるよう 600mm 以上のスペースを確保してください。
- 水槽に静水圧以外の圧力をかけないよう注意してください。
- 水槽付近での火気(溶接の火花等)の使用は避けてください。やむをえず水槽の付近で溶接作業をおこなう場合は、水槽に火花がかからぬよう必ず水槽を養生保護してください。
- ドライバー、スパナ等金属工具を水槽にぶつけないでください。
- マンホールには必ず施錠をしてください。
- 通水試験、水張り試験後は十分に水槽の清掃をしてください。配管施工時のごみ、切り粉などが水槽に付着しますと錆発生の原因となることがあります。

配管上の注意

- 配管はタンク本体側から施工してください。
- 配管施工時のごみ、切り粉などが水槽に入らないようにするために配管はラッピング後、水槽へ接続してください。
- 配管作業時には水槽の配管取出口との芯すれがないよう注意し、管やバルブの自重を受ける支持を取付けてください。
- 地震のとき配管取出部への集中荷重を避けるため、フレキシブルジョイントをご使用ください。

補修について

万一誤って破損されたとき、タンク本体に異常がある場合は、次の点をご確認の上、弊社までご連絡ください。

- タンクサイズ、設置場所、設置状況と連絡先
(屋内外の別、高架台等、足場の有無など詳しい状況)
- 破損・異常箇所とその内容
- 補修工事のできる期間

又、弊社ではお客様のニーズにお答えし、FRP 製品のすべての補修管理を手がけております。

自社製品に関わらず破損、漏水補修、取出口取付、マンホール、外梯子取付点検診断、又清掃作業等もおこない「給水タンク補修報告書」「給水タンク清掃報告書」などによりお客様への適切なご報告書をおこなっています。

清掃時の注意

- 清掃作業は、労働安全衛生法・同規則に則り、安全に十分注意しておこなってください。
- 清掃は有資格者に依頼してください。
- 安全のため片槽清掃時は、他槽の水位を半分以下に下げるようしてください。
- 清掃の際は、プラスチック製のブラシなど柔らかい用具を使用してください。
- 清掃時に天井、底板を歩行する際は、パネル中央のふくらみの部分に足をかけますと滑る可能性がありますので、パネル周辺の平らな部分を歩行してください。
- 内部補強材等は絶対に外さないでください。
- 清掃後は必ず消毒をおこなってください。

有償維持管理制度のあらまし

この制度は、タンクを長期間、初期の性能を保持させることを目的として、お客様と、メーカーまたはメーカーが指定する維持管理者とが、任意に維持管理契約(有償)を結んで頂くものです。

ご契約頂きますと毎年 1 回の専門家(メーカーまたは維持管理者)による点検診断をおこない、不具合箇所の早期発見をおこないます。お客様には、点検結果報告書を提示します。

1. 点検診断

タンクの外側作業及び内側の点検診断をおこない不具合箇所の早期発見に努め、タンクを長持ちさせる為のお手伝いをします。

2. 補修

万一、不具合箇所が発見された場合は、修理部品取替見積書を添えてご報告致し、お客様のご指示に従って必要な処置を致します。

維持管理契約

タンクメーカーまたは維持管理者業者

通常の場合

- ①点検作業実施 →
(報告書提出)
- ← ②点検料お支払い

通常の場合

- ③補修見積書提出 →
- ← ④補修実施のご依頼
- ⑤補修実施及報告書提出 →
- ← ⑥補修費用お支払い

お客様(施工又は建物管理業者)